

## 第2号議案 令和3年度事業計画及び収支予算について

### 1 事業計画

#### (1) 基本方針

森林から生産される「木材」は、調湿性や断熱性に優れ、温かみや柔らかさも兼ね備え、住宅等に利用することで地球温暖化の原因となる二酸化炭素を長期間貯蔵するなど、人にも地球にもやさしい天然資源であり、私たちの生活に多くの安らぎを与えてくれる。県土に目を転じると、森林の4割を占めるスギ・ヒノキ人工林では、その6割以上が収穫可能な林齢に達しており、伐採・利用・植栽・保育という生産サイクルが円滑に循環し、「利用」と「再生」のバランスがとれた計画的かつ積極的な木材利用の促進と、そのための需用創出が求められている。

兵庫県では、「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例(平成29年6月制定)」の推進母体である「『ひょうごの木』利用拡大協議会」の「県産木造住宅建築促進部会」において、川上から川下までの関係者が連携強化し、具体的な推進策を協議されている。

このような情勢を踏まえ、「ひょうご木の匠の会」設立目的である兵庫県木材の利用を通じて資源循環型林業の確立と豊かな森づくりを応援するため地域材を使用する意義や木の良さのPRを一体的に行うほか、情報交換や各種研修の開催、県行政では対応が困難であった企業情報を前面に出したエンドユーザー向け広報活動などを柔軟かつ積極的に展開し、活動目的を同じくする団体の支援や各種行事、研修会への参画と広報活動を行う。

#### (2) 実施計画

##### ① エンドユーザーへの活動

ア ひょうご木の匠の会のホームページを、会員主催の住宅完成見学会やイベントの案内などエンドユーザーが求める新しい情報を充実させて、閲覧しやすくするとともに、逐次更新を行う。

イ エンドユーザーが兵庫県の木造住宅ローンを活用し、県産木材を利用した木造住宅に関心を持っていただくための普及啓発活動の一環として講演会の開催、PR冊子の発行、配付を行う。

ウ ひょうご木の匠の会を周知させるため、「ひょうご木の匠の会」ののぼりをイベント会場等に掲示し、会員の希望に応じて追加配布するとともにパンフレットを必要に応じて増刷し、イベントや研修会場で来場者に配布する。

##### ② 県産木材を使用した木造住宅建築促進の活動

ア 住宅の建築を検討している県民に対し、県産木材利用意識を高めるとともに、住宅における県産木材の利用促進を図るため、県の支援を得て

- 県内各地域で会員主催または共催によるイベント開催費の一部を助成する。
- イ ひょうご木のすまい協議会が主催する「地域材利活用建築デザインコンテスト in 兵庫」に協賛し、会員の住宅建築技術や施工技術の向上を図り地域木材利用の良さの再発見や用途拡大につなげる。
  - ウ 兵庫県や兵庫県木材業協同組合連合会、木材利用推進協議会等と連携して、県産木材の利用拡大に向けた取組みを行う。

### ③ 活動状況の広報活動

県域で開催される下記のイベント行事に出展及び協賛広告を掲示して、森林林業施策の紹介や木材利用促進等について、兵庫県木材業協同組合連合会をはじめ、他の林業関係団体とともに会場内で広報・啓発活動を行う。

- ア ひょうご木づかい王国学校活動への支援
- イ ひょうご木づかい王国学校との連携イベントの実施など
- ウ 第36回ひょうご木材フェア
- エ 第43回兵庫県民農林漁業祭
- オ ひょうご森のまつり 2021

### ④ 研修会、勉強会の開催

- ア 会員のニーズを踏まえて、講師を招いて研修会を開催する。
- イ 会の活動に参考となるシンポジウム、講演会の開催案内を行う。

### ⑤ 総会、役員会の開催

- ア 毎年1回、総会を開催する。
- イ 必要に応じて、役員会を開催する。

### ⑥ その他

事務局を受託している(一社)兵庫県林業会議の機関誌「兵庫の林業」を年4回会員に配付する。

※収支計算は省略